

## (流山市) 従業員送迎バスに係る市内の駅前利用に 関する市からのお願い

### (目的)

第1 従業員送迎バス(以降、「送迎バス」という)の需要が増加し、限られた駅前スペースを有効に活用する必要があります。今後更に増加する送迎バスの駅前利用(停車位置等)について、駅前スペースの有効的な活用と、企業(送迎バス運行事業者含む)間、地域住民及び駅利用者とのトラブル防止を目的にお願いするものです。

### (対象企業)

第2 送迎バスの需要が特に増加している次の鉄道駅を、従業員の送迎に利用する企業とします。

- (1) 流山おおたかの森駅
- (2) 初石駅
- (3) 江戸川台駅
- (4) 南流山駅

### (お願い事項)

第3 お願い事項は次のとおりです。

- (1) 停車位置：送迎バスは、その他送迎車両(他企業の送迎バスや一般車両等)と譲り合いにより他者の妨げとならない位置に停車して下さい。
- (2) 停車時間：送迎バスの停車時間は、概ね5分を上限として下さい(乗車の際はバス利用者が待機し、乗降にあたっては、バスの到着後、速やかに乗降を行い発進して下さい。)
- (3) 待機場所：送迎バスは、送迎時刻までバスの待機が生じないように、企業敷地内(独自に許可を得た私有地含む)で時間調整を行い、やむを得ず敷地外で時間調整を行う場合は、市民生活等の妨げにならない安全な場所で待機して下さい。

(4) 法令等：送迎バスは、道路交通法、その他法令及び個別に定めるルール等を遵守して下さい。

(その他)

第4 その他の取り決め事項等は次のとおりです。

(1) 送迎バスを利用する従業員が一般歩行者の妨げにならないよう配慮（誘導員の配置や待機ルールの運用等）して下さい。

(2) 他企業や近隣住民等から苦情があった場合は、苦情元の企業で対応して下さい。

(3) 本「お願い」は、流山市まちづくり推進課が所管します。

流山市まちづくり推進課

住所：流山市平和台1-1-1

電話：04-7150-6090

FAX：04-7158-9777

メール：[koutsu@city.nagareyama.chiba.jp](mailto:koutsu@city.nagareyama.chiba.jp)

附 則

この「お願い」は、令和4年6月1日から運用します。